経由プロバイダーに対する発信者情報開示請求

―最高裁判所第一小法廷平成22年４月８日判決*1―

池　田　秀　敏

Ⅰ　事案の概要

Ｘは，インターネット上の電子掲示板になされた匿名による書き込みによって権利を侵害されたとして，その書き込みをした発信者にインターネット接続サービスを提供したＹに対し，特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダー責任制限法」）４条１項に基づき，当該発信者の氏名，住所等の情報の開示を求めた。

原審（東京高等裁判所平成21年３月21日判決）は，Ｘの請求を一部認容したが，Ｙは，当該電子掲示板の不特定の閲覧者が受信する通信自体には関与しておらず，発信者と当該電子掲示板を管理運営するコンテンツプロバイダーとの間の通信を媒介したに過ぎない経由プロバイダーであるから，プロバイダー責任制限法４条１項にいう「開示関係役務提供者」に該当しないとして上告した。

Ｙは，プロバイダー責任制限法２条３号にいう「特定電気通信役務提供者」とは，不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の始点に位置して送信を行う者を意味するが，経由プロバイダーは発信者とコンテンツプロバイダーとの間の１対１の通信を媒介するに過ぎないから（不特定の者によって受信される送信には関与していない），「特定電気通信役務提供者」には該当せず，したがって，同法４条１項の開示請求の相手方にはあたらないと主張した。このように限定的に解釈しなければ，プロバイダーの責任制限について規定した同法３条や通信の検閲を禁止する電気通信事業法３

*1　裁判所時報1505号154頁，判例時報2079号42頁，判例タイムズ1323号118頁

条の趣旨に反するというのがＹの主張であった。

II　判旨

本判決は，経由プロバイダーであるＹがプロバイダー責任制限法２条３号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当すると判断した原審を支持し，上告を棄却した。

本判決は，まずプロバイダー責任制限法４条の趣旨について，以下のように述べている。

「特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害を受けた者が，情報の発信者のプライバシー，表現の自由，通信の秘密に配慮した厳格な要件の下で，当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示を請求することができるものとすることにより，加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図ることにあると解される。本件のようなインターネットを通じた情報の発信は，経由プロバイダを利用して行われるのが通常であること，経由プロバイダは，課金の都合上，発信者の住所，氏名等を把握していることが多いこと，反面，経由プロバイダ以外はこれを把握していないことが少なくないことは，いずれも公知であるところ，このような事情にかんがみると，電子掲示板への書き込みのように，最終的に不特定の者に受信されることを目的として特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録するためにする発信者とコンテンツプロバイダとの間の通信を媒介する経由プロバイダが法２条３号にいう『特定電気通信役務提供者』に該当せず，したがって法４条１項にいう『開示関係役務提供者』に該当しないとすると，法４条の趣旨が没却されることになるというべきである。」

そして，経由プロバイダーが「特定電気通信役務提供者」に該当すると解しても，プロバイダーの損害賠償責任の制限を定めたプロバイダー責任制限法３条の趣旨や，通信の検閲の禁止を定めた電気通信事業法３条等の規定の趣旨に反するものでないとしたうえで，「最終的に不特定の者に受信される

ことを目的として特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録するためにする発信者とコンテンツプロバイダとの間の通信を媒介する経由プロバイダは，法２条３号にいう『特定電気通信役務提供者』に該当すると解するのが相当である。」と判示した。

Ⅲ　研究

１　はじめに

プロバイダー責任制限法４条１項は，インターネット上の情報の流通によって権利を侵害された者に，当該情報の発信者の氏名住所等の情報に関する開示請求権を認めている。そして，その請求の相手方となるのが「開示関係役務提供者」である。同条項は，「開示関係役務提供者」とは「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」と規定しているから，開示請求の相手方は，まず同法２条３号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当しなければならない。

本件判決は，いわゆる経由プロバイダーが「特定電気通信役務提供者」に該当すると判示したものであるが，この論点における初の最高裁判例である。

これまでの下級審判例においても，経由プロバイダーが「特定電気通信役務提供者」に該当すると判断した例が多数ある*2。否定例としては，東京地裁平成15年４月24日判決*3があるが，公刊物に掲載されている否定例の判例はこの一件のみである。また，経由プロバイダーが訴訟上の開示請求を受けた場合でも，必ずしも被告となった経由プロバイダー側がこの点を争点として取り上げているわけではない。「特定電気通信役務提供者」に該当するこ

---

*2　東京地裁平成15年３月31日判決（判例時報1817号84頁，金融・商事判例1168号８頁），東京地裁平成15年９月17日判決（判例タイムズ1152号276頁），東京地裁平成15年11月28日判決（金融・商事判例1183号51頁），東京高裁平成16年５月26日判決（判例タイムズ1152号131頁），東京地裁平成16年６月８日判決（判例タイムズ1212号297頁），東京地裁平成17年６月24日判決（判例時報1928号78頁），東京地裁平成20年９月９日判決（判例時報2049号40頁，判例タイムズ1305号193頁）など。

*3　金融・商事判例1168号８頁

とを当然の前提としつつ，権利侵害の明白性などの他の要件が争われた例も数多くあり，経由プロバイダーに対する開示請求が認められた判例は無数にあると言ってよい。

そのため，経由プロバイダーに対する開示請求を肯定するのが判例及び学説*4の大勢と言ってよく，学説上の異論はほとんど見受けられない*5。本件判決は，こうした下級審判例や学説の大勢に沿ったものと言える。また，すでにプロバイダーにおける実務処理においても，自らは経由プロバイダーに過ぎないとの一事をもって開示請求を拒む例は少なく，実務上の影響も少ないと思われる。

2　問題の所在

(1)　プロバイダー責任制限法の文言を巡って

この争点は，解釈論としては，プロバイダー責任制限法が適用されるインターネット通信における「不特定の者」に向けられた「送信」の起点をどう捉えるかの違いによって生じていると言ってよい。

プロバイダー責任制限法２条は，インターネット通信を「特定電気通信」（同条１号）と呼び，「特定電気通信設備」（同条２号）を「特定電気通信の用に供される電気設備」と定義している。そのうえで，適用対象となるプロバイダーを「特定電気通信役務提供者」（同条３号）とし，これを「特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し，その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」と定義している。つまり，インターネット通信を定義した「特定電気通信」が，これら定義規定の中核になっていると言える。

そして，その「特定電気通信」は，「不特定の者によって受信されること

---

*4　町村泰貴「プロバイダ責任制限法による開示命令(2)―WinMX プログラム事件」（別冊ジュリスト『メディア判例百選』179号232頁），同「羽田タートルサービス事件」（NBL774号６頁）

*5　否定例である東京地裁平成15年４月24日判決を支持するものとしては，西本強「プロバイダ責任制限法四条一項に基づく発信者情報開示請求に対し発信者情報の開示を否定した事例」銀行法務21・630号115頁。

を目的とする電気通信の送信」をいうものと定義されている。プロバイダー責任制限法は，インターネット通信を「不特定の者」に向けられた「送信」として捉えているのである。

本件のように，インターネット上の電子掲示板に違法情報が掲載され，他人の権利侵害が生じた場合を考えてみると，当該掲示板のデータが記録されているサーバーから，インターネットを通じて「不特定の者」に向かって当該情報が「送信」されていることについては疑問の生じる余地はない。そして，そのサーバーが「特定電気通信設備」に該当し，よって，そのサーバーを管理し，掲示板サービスを提供しているホスティングプロバイダー（なお，本件判決は「コンテンツプロバイダー」と呼んでいる）が「特定電気通信役務提供者」に該当することも明らかである。

しかし，発信者が掲示板に情報を書き込むためには，それとは別のインターネット通信を経由する必要がある。書き込みをした発信者が，端末のパソコンなどからインターネット通信を経由し，その掲示板に情報を書き込むという前段階のプロセスが存在しており，その段階におけるインターネット通信のための接続サービスを提供しているプロバイダーが，いわゆる経由プロバイダーと呼ばれている。この段階における，経由プロバイダーが媒介した通信が，「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」に該当するかが本件の問題である。

仮に「不特定の者」に向けられた「送信」の起点となっているのは当該情報が記録されたサーバーだと捉えれば，経由プロバイダーが媒介した通信は「特定電気通信」ではないことになるし，発信者は経由プロバイダーが媒介した通信を起点として「送信」しているのだと捉えれば，結論は逆になる。

この「送信」の意義に関連し，経由プロバイダーに対する開示請求を否定した前記東京地裁平成15年４月24日判決は，プロバイダー責任制限法２条が「送信」とサーバーへの情報の「記録」または「入力」とを区別している点を指摘している。すなわち，「発信者」の定義規定である同条４号が「特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録し，

又は当該特定電気通信設備の送信装置に情報を入力した者」と規定しているように，情報の「記録」または「入力」と，その後の情報の「送信」とは区別されていると同判決は理解し，記録媒体または送信装置を用いるホスティングプロバイダーないしコンテンツプロバイダーが「送信」を行い，「特定電気通信」の始点に位置するのだと述べている*6。発信者が「記録」または「入力」のために用いる通信，すなわち経由プロバイダーが提供する通信は，「送信」とは区別された通信ということになる，というわけである。

また，このような区別を前提にすれば，パソコンなどの端末からインターネット通信を経由して情報がサーバーに記録されるまでの通信は，発信者とサーバーを管理するホスティングプロバイダーとの間の１対１の通信であるため，経由プロバイダーが媒介する通信は，「不特定」の者が受信するためのものではないことになる。その１対１という通信の側面からみても，経由プロバイダーが媒介する通信は「特定電気通信」には該当しないというのが否定説の論拠であった。

⑵　総務省令を巡って

一方，プロバイダー責任制限法が施行される際に制定された開示の対象に関する総務省令（平成14年５月22日総務省令第57号）は，経由プロバイダーが「特定電気通信役務提供者」に含まれることを前提としているものと考えられる。

同省令は，開示請求ができる発信者情報として，ＩＰアドレス（４号）とタイムスタンプ（５号）を規定している。電子掲示板のように不特定多数の者による自由な書き込みが可能な場合，その管理者や，そのシステムを提供しているホスティングプロバイダーが，書き込みをした発信者の住所氏名を把握していることはほとんどない。発信者を探索するための最初の手がかりとなるのが，書き込みをした際のＩＰアドレスとタイムスタンプであるが，

*6　学説上も，「経由プロバイダを『開示関係役務提供者』に含めて読むことはやや困難である」との指摘がある（松本恒雄「電子掲示板における名誉毀損とプロバイダーに対する開示請求」私法判例リマークス28号61頁）。

これらの情報のみでは，被害者による権利行使が可能となる程度に発信者が特定できるわけではない。そのタイムスタンプの日時において，当該ＩＰアドレスが割り当てられていた者を特定する次の作業が必要となる。ＩＰアドレスを割り当てているのは経由プロバイダーであり，また，その者の住所氏名を把握しているのも経由プロバイダーである。仮に，経由プロバイダーに対する開示請求ができないのだとすれば，ＩＰアドレスとタイムスタンプを開示すべき意味はなく，そのため，同省令は経由プロバイダーに対する開示請求が可能であることを当然の前提としていたと考えられるのである。

このことから，立法担当者の意図も同様であったことが推察されるが[*7]，逆に，法が「送信」とサーバーへの情報の「記録」または「入力」とを区別している点からして，立法担当者は経由プロバイダーを開示請求の対象から外す意図であったという見方もある。経由プロバイダーに対する開示請求を否定した前記東京地裁平成15年４月24日判決は，このような省令の規定から法の解釈を導くことは「本末転倒の議論」と一蹴しているところである。

いずれにせよ，プロバイダー責任制限法の文言は，経由プロバイダーに対する開示請求を排除しているように読める一方で，同省令は経由プロバイダーに対する開示請求を当然の前提としているように読めるのであり，そのことがこの争点を生じさせていたと言える。

(3)　経由プロバイダ側の事情

もっとも，こうした文言の読み方自体に争いの本質があるわけではない。

プロバイダー責任制限法４条１項の発信者情報開示請求権の規定は，プロバイダーに課せられた契約上，条理上の守秘義務を解除する性格をもっているが[*8]，その守秘義務は，発信者のプライバシー保護や通信の秘密といった憲法上の要請に関わるものであり，一般に厳格な要件の下でなければ容易には解除することのできない義務である。

---

*7　この論点は立法過程で十分検討されていなかったとの指摘もある（山口成樹「プロバイダ責任制限法４条１項の開示関係役務者の意義」別冊ジュリスト194号223頁）。

*8　大村真一・大須賀寛之・田中普「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の概要」NBL730号33頁

そのため，プロバイダー責任制限法２条の定義規定において，文言上，上記のような疑義が生じてしまい，経由プロバイダーが「特定電気通信役務提供者」に含まれるのかどうか明確でないのであれば，これを否定せざるを得ないというのが前記東京地裁平成15年４月24日判決の考え方であった。「憲法上の権利に係る守秘義務の解除については明確な規定を要し，安易な拡張解釈は許されない」と同判決は述べている。

また，経由プロバイダーとしては，開示請求に応じるべきか否かの判断が非常に難しい立場にあるという事情もある。権利侵害の明白性に関する判断にしても，当該情報が記録されたサーバーを管理しているわけではなく，場合によっては，当該情報がサーバーから削除された後に開示請求を受けることもある。削除前の電子データやディスプレイ画面のハードコピー等といった証拠の信憑性に対する判断も必要となり，経由プロバイダーの負担が大きいという問題もある*9。

加えて，プロバイダー責任制限法が成立した当時に発表された立法担当者による解説においてもこの問題に関する言及はなく*10，開示に応ずべき立場にあるか否かの判断が難しかったとも言える。

判例上も肯定例が圧倒的多数であったにもかかわらず，開示請求を受けた経由プロバイダー側が，本件の問題を争い続けてきたのも，こうした理由があったからであろう。

３　本件判決の特徴

⑴　被害者による権利行使のために

一方で，これまでの下級審判例の圧倒的多数が経由プロバイダーに対する開示請求を認めてきた最大の理由は，発信者の氏名住所等を把握しているの

*9　経由プロバイダーの応訴負担の問題を指摘したものとして，丸橋透「プロバイダ責任の制限と発信者情報の開示」判例タイムズ1085号58頁

*10　前掲・大村ら解説。なお，前記東京地裁平成15年４月24日判決は，平成13年11月６日の参議院総務委員会における質疑において，特定電気通信役務提供者の範囲が問われつつも，経由プロバイダーがその範囲に含まれるとの説明が全くなかったことを指摘している。

は経由プロバイダーであって，ホスティングプロバイダーが開示できるＩＰアドレスとタイムスタンプのみの情報では，実際に被害者が権利行使をすることができないところにあったと言える。

本件判決も，経由プロバイダーに対する開示請求を認めなければ，発信者の特定ができないという事情を理由の柱としている。すなわち「経由プロバイダは，課金の都合上，発信者の住所，氏名等を把握していることが多いこと，反面，経由プロバイダ以外はこれを把握していないことが少なくないことは，いずれも公知である」点を指摘したうえで，経由プロバイダーを開示請求の対象に含めないとすれば，加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図った「法４条の趣旨が没却される」と述べている。

このような被害者救済の要請は，プロバイダー責任制限法の立法作業がなされていた当時から比べると，より高まってきていると言える。インターネットが普及し始めた当初は，情報発信の主流がホームページであり，また，電子掲示板への書き込みも一定のプロバイダーと契約している会員に限定されるなどして閉鎖的であったため，ホームページ作成サービスや掲示板サービスを提供しているプロバイダーが開示請求を引き受ければそれで足りる面があった。しかし，今日，問題事例のほとんどは，誰もが書き込み可能な電子掲示板において発生しているが，当該掲示板を管理するホスティングプロバイダーが情報発信者の氏名住所等を把握していることはほとんどない。このような状況下において，経由プロバイダーを開示請求の対象から除外するとすれば，ほとんどの問題事例において，プロバイダー責任制限法４条１項の開示請求権が機能しないという事態に陥ってしまう。本件判決においても，このような実情が重視されたものと考えられる。

⑵　プロバイダー責任制限法の解釈について

そして，本件判決は，「最終的に不特定の者によって受信されることを目的とする情報の流通過程の一部を構成する電気通信を電気通信設備を用いて媒介する者」は，「特定電気通信役務提供者」に含まれると判示し，経由プロバイダーもこれに該当すると述べ，プロバイダー責任制限法の定義規定に

ついての解釈論を示している。

発信者が経由プロバイダーが媒介した通信を通じて掲示板に書き込み，「最終的に」不特定の閲覧者が情報を受信するまでのインターネット通信の全体を「特定電気通信」と捉えたうえで，その一部を媒介する者は，各段階の通信の性格にかかわらず，「特定電気通信役務提供者」に該当するという考え方である。すでに下級審判決においては，インターネット通信の全体を「特定電気通信」として捉える解釈が示されてきているが*11，本件判決は，不特定の者による受信は「最終的」なものでよいとして「特定電気通信」を捉えた点に特徴があると言える。

本件判決によれば，このような解釈は，プロバイダー責任制限法２条各号の「文理に照らすならば」「自然である」とされている。ここでは，これまでの議論にあった「送信」のための通信と「記録」または「入力」のための通信との区別に関する言及がなされておらず，やや説明不足の感はある。しかし，次に述べるようなインターネットの特質を踏まえるならば，確かにこのような解釈が自然と言えるだろう。

送信装置の記録媒体に記録または入力するための通信と，その記録媒体から不特定多数が受信するまでに至る通信とでは，通信の性格が異なる点が指摘されているが*12，そもそもインターネットは，複数のコンピューターネットワークが相互接続されたものであり，性格の異なる通信の複合体でもある。インターネットにおける情報発信は，様々な通信の連鎖を経ることによって，まさに本件判決が述べるように「最終的に不特定多数によって受信」されるものと言える。プロバイダー責任制限法２条１号の「特定電気通信」とは，このような特質をもつインターネット通信を捉えようとしたものであるならば，「送信」のための通信と「記録」または「入力」のための通信と

*11　例えば，前傾東京地裁平成17年６月24日判決は「送信者から経由プロバイダを経由して受信者に至るまでの通信全体を一個のものとして包括的に評価すべきものである」と述べている。

*12　松本恒雄「プロバイダ責任制限法の発信者情報開示に関する２つの裁判例」コピライト2003.11・38頁，前傾・松本判例評釈。

を区別すべき理由はない。また，連鎖する通信の一部が１対１の通信であっても，それが別の通信と連鎖することによって不特定多数の受信者に情報が行き渡るのがインターネットの特質である。本件判決が，不特定の者による受信は「最終的」なものでよいとして「特定電気通信」を捉えた点は，こうした特質を踏まえたものとして評価できる。

そして，そのような特質を有する「特定電気通信」においては，通信の起点から終点までの間に多数のプロバイダーが関与しているのが通常である。経由プロバイダーのように，「情報の流通過程の一部」に関与するプロバイダーが「特定電気通信役務提供者」に含まれるという結論は，本件判決が言うように自然なものと言えるだろう。

４　今後の課題

本件判決により，経由プロバイダーもまた開示請求の対象となる点については決着がなされたと言える。ただし，経由プロバイダーとホスティングプロバイダーの性格の違いについては，今後も問題になり得ると考えられる。

本件事案のように，ホスティングプロバイダーがまずＩＰアドレスとタイムスタンプを開示し，次いで経由プロバイダーに対する氏名住所等の開示請求がなされるといった典型的なケースで考えてみると，この二つの開示には，かなりの質的相違点がある。経由プロバイダーは，発信者と接続サービス提供に関する契約を結んだ直接の契約当事者であり，当該発信者に対する契約上の守秘義務を負っている。また，開示されるべき事項も，当該発信者の氏名住所等の個人情報そのものである。その意味で，その守秘義務を解除し，個人情報自体を開示するには，それに相応した十分な理由が必要な場面だと言える。一方，ホスティングプロバイダーは，当該発信者との間に契約関係があるわけではなく，開示すべき事項もＩＰアドレスとタイムスタンプという，発信者を特定するための手がかりに過ぎない。そのような開示事項に関し，ホスティングプロバイダーが守秘義務を有するかは疑問であり*13，少なくとも両者の開示の質が大きく異なることは明らかである。

そのため，経由プロバイダーが氏名住所等を開示する際には厳格な証明を請求者に要求し，容易には請求を認めない傾向があるが，一方で，ホスティングプロバイダーがＩＰアドレスとタイムスタンプを開示する際には，比較的容易に請求を受け容れているのが現状のようである。つまり，同一の権利侵害の事案でありながら，要求される証明の程度が異なるという現象が起きている。当然，いずれの事項の開示の場合であっても，法律上，権利侵害の明白性等の厳格な要件が同等に要求されている。したがって，仮にその要件を満たさないケースにおいて，ホスティングプロバイダーがＩＰアドレスとタイムスタンプの開示に応じている場合があったとしても，それは当該プロバイダーが法律上の開示義務がないにかかわらず，任意に開示に応じたものとみるべきである。とはいえ，請求者側としては，同じ証拠を提出しているのに，プロバイダーの一方は認め，一方は認めないという対応に対し，納得できないという場合もあるであろう。質の大きく異なる二つの開示を，同一の要件の下で取り扱うことに関しては，立法論として再考の余地があるように思われる。

また，情報発信の起点となる端末から最終的な不特定多数の受信者までに至るインターネットの情報経路上には，経由プロバイダー以外にも様々な関与者が存在する。例えばネットカフェの運営者がそうであり*14，また，プロバイダーと接続サービス契約を締結している世帯主が，その家族が利用するパソコンのための家庭内ＬＡＮを構築しているケースでは，その世帯主もその一例である。本判決は，経由プロバイダーに対する開示請求を認めるため，インターネット通信における経路の一部を媒介した者も特定電気通信役務提供者に含まれるとしたが，この解釈は，その対象を経由プロバイダーの

*13　一部の電子掲示板サイトでは，全ての発言に関するＩＰアドレス（またはホスト名）とタイムスタンプが公開されるシステムが採用されているが，それによって発言の匿名性が大きく損なわれているわけではない。

*14　東京高裁平成20年５月28日判決（判例タイムズ1297号283頁）は，ネットカフェに対し，顧客の氏名住所等の発信者情報の開示を求めた事案について，開示が求められた情報はプロバイダー責任制限法４条の枠外のものだと判示している。

みならず，こうした様々な関与者に広げる可能性を孕んでいる。発信者情報の開示請求権は，個人のプライバシーや表現の自由に関わる制度であり，どのような関与者にまで開示義務の対象を広げてよいかは，なお検討すべき課題と言えよう。

以上